
第3章

中国・香港の経済協力と政府間関係



第3回泛珠江デルタ地域協力・発展フォーラム（2006年6月、雲南省昆明市にて開催）の記者会見〔提供：アフロ〕。

一国家二制度では香港を中国本土に統合せず、制度的に切り離している。しかし、双方の経済交流は緊密である。また、返還後の香港政府は、経済状況に対する無作為が許されにくくなる一方、景気浮揚の政策手段を持たない。そこで、香港政府は中国当局から譲歩を引き出し、事実上の援助を引き出すことを求められるようになった。そのため、中国本土に対する経済依存は、単に実体経済の現象というだけではなく、政治的な意味合いも帯びつつある。

本章では、こうした政治的な背景を踏まえながら、中国本土と香港の経済協力やFTAに相当するCEPAに着目し、香港が自らの利益を引き出すことが出来た要因について分析する。また、現在の中国・香港関係における負の側面にも触れ、香港の交渉力の限界についても明らかにする。

第1節 従来からの経済協力

香港は長らく、水道水や食料を中国本土に依存してきた。しかし、1970年代以前、香港の主な貿易相手は先進国などの第三国であり、中国本土との経済関係は希薄であった。両者の経済関係が緊密化するのには、中国の改革開放政策が始まった1980年代以後である。ちょうど、香港でも人件費の高騰や工業用地の不足が深刻化し、製造業が中国本土に移転した時期であった。

返還前の両地域の関係はイギリス当局と中国当局との関係であったが、1980年代からは香港返還交渉が始まり、経済協力が政治に阻まれたとは言えない。ただし、それはインフラ整備や環境問題に関するものなど必要最低限の協力に止まり、積極的に両地域の経済関係を発展させることを意図したものではなかった。

返還後、中国本土の広東省、特に深圳市政府や同市の研究機関は、香港との経済協力に関して活発に提案や議論を行っていた。しかし、その中には、香港側の事情や利益を考慮していないものも多かった。香港と深圳の「融合」や、深圳経済特区全体を「自由貿易区」（保税区の種類）にして、深圳と香港および中国本土の輸出入を自由化するという案もあった⁽¹⁾。その上、政治文化の違いも大きい。中国本土はかつて計画経済であったため、政策で経済を誘導するという発想が強い。しかし、香港政府には、政府の介入は弊害も多く、重大

な問題が起きた場合を除き極力避けるべきだという「積極的不介入」の思想が残っている。そのため、香港政府は経済協力自体に消極的であり、深圳側の提案や議論にほとんど取り合わなかった⁽²⁾。

一方、香港側の需要に基づく協力は、比較的容易に進展した。例えば、中国本土側が香港との実務協議を行う場合、広東省が交渉相手であることが多かった。水道水の供給に関する広東省対香港給水業務年次会や、香港と中国本土の境界管理に関する広東・香港境界連絡制度、広東・香港環境保護連絡グループ（1999年以降は、広東・香港持続的発展・環境保護協力グループに改称）などである。こうした従来の個別分野に限定した枠組みを超え、より包括的な経済協力を目指すため、1998年より広東・香港協力連席会議が毎年開催されるようになった。同会議では、香港側の提案に基づき、中国本土との通関や出入境に関して業務時間の延長や24時間通行・通関の実現や、香港側と中国本土側のゲートを一カ所にまとめる「一地両検」などが実現された。そして、2000年頃から香港政府は広深港（広州・深圳・香港）高速鉄道や港珠澳（香港・珠海・マカオ）大橋、2007年7月に開通予定の深港西部通道（コリドー）のように、より事業規模や財政負担の大きなプロジェクトも検討し始めた。なお、深港西部通道は陸続きだった従来の越境ゲートと異なり、境界は后海湾（深圳湾）つまり海上にある。しかし、海上にある境界にゲートを設置するのは建設費用がかさむ。そのため、2006年11月に全国人民代表大会の決議により、深圳側一カ所に双方のゲートを設けることが特例として許可された。

では、なぜ香港側の提案を優先する形で、中国本土との経済協力が進められているのだろうか。これには、国務院香港マカオ事務弁公室（オフィス）の果たす役割が大きく関係している。本土側の地方政府や一般の中央官庁には、同弁公室を通す以外、香港政府との接触が認められていない。従来、同弁公室の役割は交流の促進よりも、香港に対する干渉を防ぐことに重点があり、「守門員」（門番）という俗称が付けられた。香港政府と中国本土の中央官庁および地方政府の間の交渉や会議を行う場合は、同弁公室の高官が必ず列席し、香港に対する不当な要求や圧力がないか監視している。こうした仕組みがあるため、香港政府は深圳市による提案を拒絶しやすかった。しかし、広東・香港協力連席会議のように、香港側からの提案がある場合、同弁公室は経済協力を推進する側に回った。広東・香港協力連席会議の議題には、税関や入境管理など中央

政府が管轄する行政分野も多い。同弁公室が調整役となり、関連する中央官庁の協力を取り付けることで、同会議は香港と中国本土の協力を円滑に推進できたと言えよう。

また、香港側の求める協力の内容は、中国側にとって、さほど実現困難ではなかったことも指摘できる。従来の経済協力において香港政府が要求した内容は、インフラの整備と運用の改善に関わる事柄であった。これらは、双方に利益をもたらし、中国本土の負担も過度に大きなものではない。また、中国政府からみれば、広東省と香港という地方政府間の協力をコーディネートするだけであり、政治的な難易度も低かった。

上記のほかに、1999年には香港政府と中国政府の間に、内地・香港商業貿易連携委員会が設置され、毎年全体会合が開催されている。その下には、専門委員会が設置され、こちらは半年毎に開催されるものもある。ただし、同委員会は双方の経済情勢や政策に関する意見交換を行う場であると考えられ、具体的な政策がここで決定されることはない。

しかし、香港側は徐々に従来の協りに満足できなくなりつつあった。そもそも返還後、香港政府が中国本土との協力の分野や規模を拡大し始めたのは、財界の政治的発言力が大きくなったためである。彼らは官僚と異なり、現状や既存の趨勢に即した政策としての協力だけではなく、自らのビジネスや利益の拡大のために動く傾向がある。当時の香港はアジア経済危機を乗り越えたものの、それ以前から景気後退期に入っていた。香港の財界は、こうした景気の起爆剤を中国本土に求めるようになった。そこで出てきたのが、中国本土とのFTA構想であった。

第2節 経済支援としての経済貿易緊密化取決め

しかし、香港と中国本土とのFTAは、決して難易度が低いものではなかった。特に香港政府がFTAを提案したのは2001年11月であり、つまり中国のWTO加盟の直前であった。常識的に考えれば、WTO加盟と同時に新しいFTAを締結するのは、途上国にとって政治的にも敏感な問題のはずである。従来の中国本土・香港間の協力と異なり、このFTA締結はきわめて難易度の高い課

題であった。また、後述するように、香港政府は中国政府に対して純粋な支援策としてFTAの締結を求め、中国本土側に対して要求ばかりを突きつけ、その要求の一部を断念したことを除けば、文字通り一切の譲歩をしていない。そこで、後にCEPAと名づけられた香港・中国本土FTAの交渉過程や協定内容を概観した上で、その政治的な背景や意味について考えたい⁽³⁾。

香港政府は、WTOにおけるグローバルな自由化を重視し、FTAに批判的であった。CEPAを提案した董建華行政長官も、2000年の来日時に日本と香港間のFTAについて質問された際に、多国間での貿易自由化交渉を重視し、FTA締結に慎重な姿勢を示した（『毎日新聞』2000年3月17日）。任志剛（ジョセフ・ヤム）金融管理局総裁も、地域主義はグローバリズムにとって危険なものであると、強い調子でFTAを批判した（『工商時報』（台湾）2000年11月3日）。ところが、この頃、香港の4大経済団体の1つで最も包括的とされる香港総商会⁽⁴⁾が、中国のWTO加盟に対する企業の見解や対応を取りまとめていた。それを外部公表する前の2000年3月、香港総商会は董行政長官に先に報告書を提出し、その中で中国本土とのFTA締結を求めたのである。当初、董行政長官は、中国がWTOに未加盟であることを表向きの理由として、この提案を時期尚早と判断した⁽⁵⁾。他にも、台湾の陳水扁政権がその地位を中国政府に承認させるために中国とのFTA締結を主張していた⁽⁶⁾。また、FTAは条約であるため、一国家二制度の下にある香港と中国本土の間で締結することは、政治的に微妙な問題もあることを香港総商会は認識していた⁽⁷⁾。そこで、「FTA類似構想」という呼称を用いて、同年6月に同会の幹部が北京を訪問した際、中国政府に打診した。中国政府は好意的な反応を示したため、その後は董行政長官も「FTA類似構想」の推進に着手した。2001年11月頃から香港政府は中国政府に対して提案すると報道され始め、12月に董行政長官が北京を訪問した際に中国政府に対してFTA類似処置の要請が行われた。おそらく、水面下での交渉はそれ以前に始まっていたと考えられる。

香港側は主に中国がWTO加盟の際に約束した市場開放、特にサービス分野の規制撤廃を香港企業のみに対して早期実施することを求めた。また、WTO加盟議定書による中国本土の市場開放は2004年から2007年の間にほぼ完了する。それを過ぎれば、香港企業と第三国の企業との間には中国市場における活動条件に差がなくなるため、香港と中国本土のFTAは存在意義を失う。そこ

で、香港総商会は1年以内の早期妥結を主張した。香港、中国両政府も、その要求に応えるべく、2005年1月に第1回交渉を行い、FTAの名称をCEPAと決めた。その後3月に第2回交渉も行われ、5月には第3回目の交渉を行うことも合意された。

このように密な交渉日程が組まれたのは、董行政長官の再選がかかっていたからである（第1章を参照）。ところが、第3回交渉は事務レベルの協議が難航したため、2度の延期発表の後、2002年中は進捗状況が発表されなかった。さらに、2003年3月にSARSが発生したため、協定の締結は2003年6月末までずれ込んだ。しかし、この協定本文は原則だけを記載し、具体的な品目や分野についての合意を含んでいなかった。つまり、返還6周年の7月1日という政治日程を演出するための形式的な協定であったと言える。具体的な内容は、9月末の協定付属文書を待たねばならなかった。このように、CEPA交渉は香港総商会が期待したほど早く進展した訳ではなかった。

その後も、段階的な開放を行うために交渉は継続され、2004年10月に補充協議、2005年10月に二次補充協定、2006年6月に三次補充協定が締結された。二次補充協定の段階で、香港と中国本土の貿易額のうち90%以上が関税免除の対象となると推測され、CEPAはFTAとしての最低条件を満たすはずであるとされた。しかし、CEPAの恩恵を受けるには、煩雑な手続きが必要であり、実際の貿易取引において適用された額は全体の2.9%（2004年）⁽⁸⁾に過ぎなかった。また、CEPAの発効と追加合意も、WTO加盟議定書の実施期限に既に差し掛かっていた。さらに、中国本土の地方政府と香港企業の間にはCEPA規定を巡り、認識の違いがあることも、しばしば問題となった。こうした運用上の問題に関しては、香港政府工商科技局と商務部によるCEPA連合指導委員会において協議の上、商務部が現地に係官を派遣するなどの解決策が図られることになっていた。これとは別に、香港政府（工業貿易署）は中国本土の地方政府に直接連絡を取り、善処を要請することもあるが⁽⁹⁾、強制力はなかった。そのため、当初の香港総商会の狙いが達成されたとは言い難い。

CEPAはFTAとして水準が低く、その効果も限られたものであった。しかし、協定の中で実現した中国本土住民による香港観光は、香港の景気浮揚に大きな貢献をした。従来、中国本土住民による香港観光は、第三国への往来途中で立ち寄る場合や、団体旅行の場合にしか認められてこなかった。CEPAの付属文

書や補充協定により、2003年に珠江デルタ主要都市と上海市、北京市、2004年に広東省全域と江蘇省（南京・蘇州・無錫）・浙江省（杭州・寧波・台州）・福建省（福州・アモイ・泉州）の各3都市、2005年に天津市、重慶市の住民に、香港への個人旅行が許可された。これとあわせて、観光客1人の消費を増やすための措置もとられた。2003年時点で、中国本土住民には人民幣（現金）6000元までしか持ち出しが許されていなかった。2003年11月に香港金融管理局と中国人民銀行は、中国本土住民による香港でのクレジットカード利用のための覚書に調印したため、持ち出し額の制限は実質的に無意味となった。さらに2004年12月には現金の持出し上限額自体も2万人民幣に引き上げられた。旅行や観光業界だけではなく、小売業などにも効果が波及し、香港経済は急速に回復した。2004年、中国本土住民の香港における消費額は全体で64.86億香港ドルであった。これにより、香港のGDPは約45.4億香港ドル、0.36%押し上げられたと香港政府（工商科技局）は推測した⁽¹⁰⁾。

第3節 CEPA以後の香港政府の対中国本土政策

CEPAの締結以後、香港政府と中国本土の地方政府の間では、経済協力に関する会議などの動きが活発化した。その理由として、香港側がCEPAの提案者となったため、中国本土の地方政府からの呼びかけを無視しにくくなったことが考えられる。また、中国本土では地方政府による経済規制が多く、CEPAの実効性を確保するには中国本土の地方政府の協力とCEPA規定の徹底が必要であった。そのため、香港政府も中国本土の地方政府に経済協力と称して、CEPAへの協力を積極的に呼びかける必要があったと思われる。広東・香港協力連席会議は、CEPA締結直後の2003年8月に行われた第6回会議より、双方の代表が香港の政務司司长と広東省副省長から、香港の行政長官と広東省長に格上げされた⁽¹¹⁾。協力事項も更なるインフラ整備に限らず、観光や産業振興、技術開発の支援などより広範になった。その実現のため、2004年6月17日、香港政府と深圳市政府の間でも覚書と8項目の協力協議書が締結された⁽¹²⁾。さらに、香港政府は広東省以外の省や直轄市政府ともCEPA実施に関する会議やイベントを数多く実施した。より継続的な枠組みとしては、2004年に広東

省政府が提唱した「泛珠江デルタ地域協力」(9+2)への参加がある。これは、中国本土の東南部の7省と香港・マカオ2特別行政区による地域協力枠組みである。

曾蔭権行政長官に代わっても、中国本土との経済協力を重視する姿勢は変わっていない。曾行政長官は就任後初の2005-06年度施政綱領において、对中国本土政策の強化を打ち出した⁽¹³⁾。従来は、中国本土との関係事務を統一的に管掌する部署が存在しなかった。この状況を改善するため、2007年に政制事務局の内部に内地事務連絡弁公室を設置した。広東・香港協力統括グループ(粵港合作統籌小組)は従来、行政長官の直轄であったが、その機能は同弁公室に移管された。中国本土にある駐在機関は従来、北京弁事処(行政長官に直属)と広州にある駐広東省経済貿易弁事処(工商科技局工業貿易署の管轄)の2カ所のみであった。前者は中国政府との関係事務、後者は広東省との経済や貿易関連の事務を主な業務とし、現地での香港市民に対する領事業務は本来業務としていなかった。曾行政長官は、上海と重慶にも経済貿易弁事処を増設した上で、政制事務局が中国本土にある4カ所の駐在機関を管轄することとした。こうして、中国本土との関係事務を全て政制事務局に集中した。

また、曾行政長官の発案により、2006年9月には「第11次五カ年計画と香港の発展」経済サミットが行われた。それぞれ中国および広東省の五カ年計画作成に当たった徐林国家発展改革委員会財政金融司長、陳善如広東省発展改革委員会主任も招聘された。具体的な議論は、4つの分科会(商業・貿易、金融、交通・物流・インフラ、専門サービス・IT・科学技術・観光)に分かれ、それぞれに財界人や学識経験者などが参加して行われた。曾行政長官はその終了後の記者会見において、積極的不介入政策は「相当前(筆者注:1980年)にハドソンケープ財政司が唱えたものだ。我々が述べたものではない。現在は『大きな市場、小さな政府』の方針に則り、政府は市場ニーズを汲取りながら活動している」と答えた。これが大きく報じられ、香港政府による経済政策の転換に関心が集まった。しかし、これまで述べてきたように、香港政府の方針転換は2000年から2001年にかけて徐々に行われたのである。また、香港政府の経済政策が香港基本法によって政策手段を制限されており、むしろ、それゆえに中国本土からの経済効果に対する期待を増大させたという背景がある。したがって、「大きな市場、小さな政府」発言は現状を確認したに過ぎない。

なお、CEPA以後も、香港と中国本土の関係構図に大きな変化はない。香港は相変わらず自己の利益を主張し、中国本土側から出た都合の悪い提案を無視し続けている。たとえば、港珠澳大橋は珠江デルタの東西を連結するとしながら、香港政府は深圳市政府の要望を無視して、東側の接続点から深圳を排除した。深圳市政府の本音は、現在の港珠澳大橋構想を快く思っておらず、深圳市と珠江の北に位置する中山市を結ぶ深中大橋の早期着工を望んでいる。広東省は香港に配慮を示し、深中大橋構想の推進を遅らせている。しかし、広東省政府も本音では、香港の利益ばかりに結びつく港珠澳大橋構想よりも、深中大橋構想を望ましいと考えているようである⁽¹⁴⁾。こうした大規模プロジェクトには中央政府も関わっており、港珠澳大橋構想も例外ではない⁽¹⁵⁾。とはいえ、2006年の広東省・香港協力連席会議では、港珠澳大橋における「一地三検」（一カ所で香港・マカオ・珠海（中国本土）の入管および税関ゲートを集中させる処置）について、合意形成ができず、実現を断念した。空港についても香港と深圳市の競合が問題となっている。香港政府は深圳市に先んじるため、香港機場管理局（香港空港管理局）に珠海空港の経営権を事実上掌握させた。同局の子会社である香港国際機場（中国）有限公司と珠海市国有資産監督管理委員会が合資会社を設立し、珠海空港の管理を行うことになった。2006年の広東省・香港協力連席会議において中央政府もこれを認可したことが発表された⁽¹⁶⁾。このように広東省は表向き、香港へ協力する姿勢を維持している。深圳市当局も2005年8月17日の許宗衡市長の発言⁽¹⁷⁾以来「香港に学び、香港のためにサービスする」（「向香港學習，為香港服務」）との標語を繰り返し表明している。しかし、香港が中国本土との関係を強化することにより、香港と深圳の競合が緩和されるとは限らないのが実情である。

第4節 香港・中国関係緊密化の副作用と対応

香港と中国本土の関係緊密化にはポジティブな側面ばかりでなく、交流拡大に伴う副作用を処理するため、両地域の政府は連携を余儀なくされているという側面もある。そのうち、環境問題は広東省からの汚染拡大が深刻なため、返還以前より取り組まれてきた。例えば、1980年代後半には香港政府と広東省

政府の間に、深圳市東部の大亜湾原子力発電所（1987年着工、1994年操業開始）に関する緊急連絡体制が設けられた⁽¹⁸⁾。また、広東・香港環境保護連絡グループは1990年に設置された。前者の大亜湾原発の位置は香港から約50kmと近く、スリーマイル島やチェルノブイリ原発事故から間もなく、香港市民の間で不安が高まったことに対応したものである。ただし、同原発は未だ香港に深刻な影響をもたらす事態を起こしていない。そのため、この緊急連絡体制が実際に機能するかどうか、未だ試されていない。

実際に深刻な事態が発生し、香港に大きな衝撃を与えたのは、疫病の分野である。まず、1997年に鳥インフルエンザが流行し、香港政府は鶏の全量処分と中国本土からの輸入禁止を行った。この時は、結果的に人的な被害はさほど拡大しなかった。しかし、2003年のSARSの流行では、病原体の正体や感染ルートが不明であった。そのため、多くの学校や事業所、マンション、病院などの閉鎖が遅れ、約300名の死亡者を出した⁽¹⁹⁾。当時の香港政府の対処が十分に適切かつ迅速であったかどうかについて、今でも議論がある。しかし、香港政府の対応が遅れた原因の1つは、発生源であった中国本土、特に広東省の情報が十分に得られなかったことである。広東省政府は2003年1月時点で疫病の拡大についてレポートを作成しており、事態の深刻さを認識していた。しかし、これらの情報は国家機密とされ、香港政府への通知は行われなかった。香港政府高官はSARS収束後に、広東省高官から当時の経緯について釈明を受けたに過ぎない⁽²⁰⁾。その後、香港政府は広東省など中国本土の当局から、関連する情報を得るようになってきている。しかし、世界保健機関（World Health Organization: WHO）は、その後も広東省が疫病発生を正確に通報していないと警告している⁽²¹⁾。

なお、疫病と類似する問題としては、食品安全の問題がある。香港は、野菜や豚肉・卵などの一部畜産品、魚介類などを中国本土から輸入している。しかし、中国本土では毎年、豚に感染する口蹄疫や鳥インフルエンザなどの疫病が発生し、香港政府は年数回ほど、こうした食品や動物の輸入を禁止している。また、中国本土の農家や養殖業者の安全意識が低く、香港はおろか中国本土でも禁止されている薬品や添加物が使用されたり、食品に残留したりするなどの問題が頻発している。広東省などでは香港向けの指定農場や業者があり、重点的に検査が行われているが、違反事例は後を絶たない。また、2006年12月に

は、抗生物質の使用問題により香港での需要が減ったため、広東省の淡水魚養殖業者が一斉に出荷を停止した。しかし、これはかえって香港側を驚かせた。香港向けの指定業者制度は業者の数が限られるために、香港政府や市民に対抗する交渉力を業者に与えてしまう副作用が懸念された。その後、淡水魚の香港向け出荷は再開されたが、ここでも中国当局の仲介があったと言われている。

以上の問題は広東・香港協力連席会議においても議論され、対策を講じる上での協力も行われている。しかし、さらに問題が複雑で、具体的な協力が進んでいない分野もある。一例に越境犯罪の問題が挙げられる。現在は、犯罪者が香港から中国本土に逃亡した場合、中国本土側で代理処罰を行うという方法がある。しかし、香港政府の要請なしに中国本土側が処罰することが、香港で議論になったことがある。一例を挙げると張子強の事例がある。香港市民である張子強は、李嘉誠の長男である李沢鉅（ビクター・リー）の誘拐など香港の財界人に対する誘拐や脅迫、強盗などの容疑者とされていた。彼は1998年中国本土で逮捕され、銃殺刑に処された。香港の法律学者達は、これが香港の刑事管轄権との関係や、その侵害に当たる可能性を議論した⁽²²⁾。ただし、中国本土と香港の間には、容疑者引渡し協定がないため、中国本土側での代理処罰に頼らざるを得なかったことも事実である。うがった見方をすれば、これも中国当局による香港への片務的な協力と言えるのかもしれない。

しかし、香港は多くの第三国との間で容疑者引渡し協定を既に締結している。中国本土との間に同協定が無いのは、今日の香港には死刑制度や政治犯が存在せず、第三国との協定でもこれらを除外してきたからである。中国政府とこの問題を議論すれば、かえって政治問題を引き起こしかねない。また、中国とは従属関係にあるため、中国側からの引き渡し要求が場合によっては、香港にとって対処が難しい問題となってしまうからだとも言われる。

第5節 まとめ

——対中関係における香港の強さと弱さ——

香港と中国当局あるいは中国本土との関係は、従属領域であっても本土側（あるいは宗主国）に対して強い交渉力が持てることを示した事例といえる。む

しろ、香港は、中国の一行政区として見た場合、特別扱いされているのが実態である。

では、なぜ香港が特別扱いされるのであろうか。しばしば、中国当局は一国二制度による台湾の統一を狙っており、その意味で、香港は台湾に向けたショーケースだという説明がある。香港が成功すれば、台湾も一国二制度に魅力を感じるというものである。しかし、台湾に対して、経済上のメリットと政治的地位を交換するという取引が通じるのか、はなはだ疑問である。中国当局はかつて香港が民主化すれば、その「回収」（返還）が困難になると懸念した。台湾は既に民主化されたのであり、一部の勢力と交渉しただけで手に入らないことは中国当局も理解しているはずである。本当の狙いは、香港において中国当局の息がかかった政権を守るため、あるいは継続させるためだと考えられる。そして、董行政長官の再選前後の経緯を見ると、香港は民主主義と引き換えにCEPAなどの経済支援を手に入れたと言えよう。

しかし、そもそも香港の交渉力には、限度がある。まず、香港の交渉力を支えるのは、中国当局、特に中央レベルである。そのため、香港は中国本土の地方政府からの提案を無視することは出来ても、香港の要求を中国本土の地方政府に強制することは出来ない。また、これまでは香港の側が経済協力などに消極的であった。香港は広東省や深圳市が提示する案を見て、それに選択的に応じる姿勢をとっていた。しかし、香港側が特定の要求を出した場合は、立場が逆転する。例えば、CEPAの規定をめぐって中国本土の地方政府との間に見解の相違が起きた事例や、疫病や食品などの衛生分野では、香港政府は中国当局や地方政府から十分な譲歩や協力を得られなかった。また、CEPAは純粋な政府間の交渉でなく、財界が非公式に中国当局と接触して正式な交渉のきっかけを作った。その意味で、香港の強みは香港政府ではなく、香港の財界にあったわけだが、それですら、中国当局を通じた地方政府に対する間接的な強制力であるがゆえに、即効性がないという限界がある。

香港の強さの根本的な要素は、経済力や中国本土における香港の役割にあるはずである。本書では、香港が中国本土側から利益を引き出す過程に焦点を当てたため、香港が中国本土へ依存している側面を強く描いてしまったきらいがあり、なぜ、経済的に弱くなった香港を中国当局が支援するのか、という問いには答えていない。これらの問いについては、今後、他の専門家により説明が

なされ、将来の中港関係の変化に関する分析が行われることに期待したい。

【注】

- (1) 国世平「深港澳自由貿易區的前景與難題」胡春惠・鄭宇碩『入世後兩岸四地面對的新問題』正中書局（台北）、2002年、443～444頁。
- (2) 鄭宇碩・岳經綸『香港與兩岸互動及其相互影響：香港回歸兩年來的觀察與評估』遠景基金會（台北）、1999年、42頁。
- (3) ここでは政治的な観点に絞って議論している。CEPAの詳細は、以下を参照。拙稿「中国・香港CEPAと東アジアFTA構想」玉村千治編『東アジアFTAと日中貿易（アジア研選書4）』アジア経済研究所、2007年。
- (4) 他の経済団体には、製造業の企業のみを対象とした香港工業総会や、左派華人系企業を対象とする香港中華総商会、同じく左派華人の製造業の企業のみを対象とする中華廠商連合会有がある。一方、香港総商会は、加盟できる企業を制限していない。
- (5) 香港総商会『内地與香港更緊密經貿關係按排 商会評估報告』2003年、3～4頁。
- (6) 拙稿「兩岸經濟統合における政治的意義と障壁」『現代中国 第75号』現代中国学会、2001年。
- (7) 同『從商界角度看中国加入世貿对港商的影响』2000年、付件三：13頁。
- (8) 香港政府工商科技局「『内地與香港關於建立更緊密經貿關係的按排』对香港經濟的影响」2005年4月19日、2頁。
- (9) 筆者による工業貿易署でのインタビュー（2004年10月4日に実施）による。
- (10) 香港政府工商科技局 前掲文書、3頁。
- (11) 「兩地首腦主持粵港合作拓展新領域」香港政府新聞公報、2003年8月5日。
- (12) 「加強深港合作的備忘錄及協議」香港政府新聞公報、2004年6月17日。
- (13) 「二零零五至零六年施政報告：強政勵治 福為民開」2005年10月12日（<http://www.policyaddress.gov.hk/05-06/chi/pdf/speech.pdf> 2007年4月21日アクセス）。
- (14) 杜雅文・朱豊俊・普得法「深中大橋建設應先於港珠澳大橋？觀點：可避免深圳被邊緣化」『南方都市報』2007年2月6日。
- (15) 「國務院同意開展港珠澳大橋方案前期工作」香港政府新聞公報、2003年8月5日。
- (16) 「機管局與珠海市政府成立合資公司管理珠海機場」香港機場管理局Webサイト（http://www.hongkongairport.com/chi/pr/pr_846.html 2007年4月23日アクセス）。
- (17) 「深圳市長許宗衡：深圳要向香港學習」中國新聞社2005年08月29日（人民網

<http://finance.people.com.cn/BIG5/8215/52335/52344/3651576.html> 2007年4月24日アクセス)。

- (18) 広東省側は省民用核施設核事故予防和应急管理委員会弁公室、香港側は天文台(気象庁)が窓口となっている。詳細は、以下を参照。「第3章：廣核站／嶺核站核事件或事故資料通報及評估」『香港特別行政区政府大亜湾核電站应变計畫：第一部分』香港政府保安局Webサイト (<http://www.sb.gov.hk/chi/emergency/dbcp/dayabay.htm> 2007年4月27日アクセス)。
- (19) ‘Summary table of SARS cases by country, 1 November 2002 - 7 August 2003’ WHO Webサイト (http://www.who.int/csr/sars/country/2003_08_15/en/index.html 2007年4月26日アクセス)。
- (20) 「疫情列機密 内地官拒交代」『明報』2004年4月13日。
- (21) 「世衛指粵通報出問題」『明報』2004年4月13日。
- (22) 詳細は、廣江倫子「第4章 刑事管轄權の分割：中香越境犯罪と『大富豪』事件」同『香港基本法の研究』成文堂、2005年を参照。

